

①

事業紹介

中央新幹線

■超電導リニアによる中央新幹線の推進 ■関連情報 ■中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価

平成24年（5月～9月）、平成25年（5月～7月）説明会における主なご質問

大深度地下を中央新幹線が通る場合、土地の権利はどうなりますか。

- 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法では、公共の利益となる一定の事業に対し、土地所有者等による通常の利用が行われない大深度地下空間に使用権を設定するための要件、手続き等が定められています。
- 大深度地下使用にあたっては、法に則り、安全上の基準などの審査を受け、国の認可を受けた上で大深度地下使用することを考えており、認可を受け使用する場合には、地上の権利が及ばないとされています。

[参考] 「詳解 大深度地下使用法」（大深度地下利用研究会編著・大成出版社）

○第1条の趣旨（抜粋）

（iii）土地所有権との関係

日本国憲法第29条第2項では、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定され、これを受ける形で、民法第207条では、「土地ノ所有權ハ法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及フ」と規定されている。

一般に、民法207条の規定は、ドイツ民法やイスラエル民法の規定例にならって、土地所有権の及ぶ範囲は土地所有者にとって利益の存する範囲内に限ると限定的に解する考え方（制限説）が通説となっている。しかし、このような制限説によっても、利益の存する限界はどこまでかということが問題となる。大深度地下では、第2条において解説するように、少なくとも地下40m以下の深い地下であるが、その大深度地下に土地所有権が及ぶか否かについては、現在の我が国の法制度においても所有権等の権原（ある法律的行為又は事実的行為を正当とする法律上の原因）に基づくものとの前提で、井戸、温泉井等が地下数百mまで掘削されていること等にかんがみれば、大深度地下にも土地の所有権が及んでいると解される。しかしながら、大深度地下は土地所有者等によって通常使用されない空間であり、本法により、公益性を有する事業のために公法上の使用権（公法関係の法律に基づき設定される権利で、特定の公益事業のために、その事業者が他人の所有に属する土地その他の財産権の上に行使することのできる使用権）を設定しても、土地所有者等に実質的な損失が生じないから、使用権の設定を土地所有権に優先させることとされている。

②

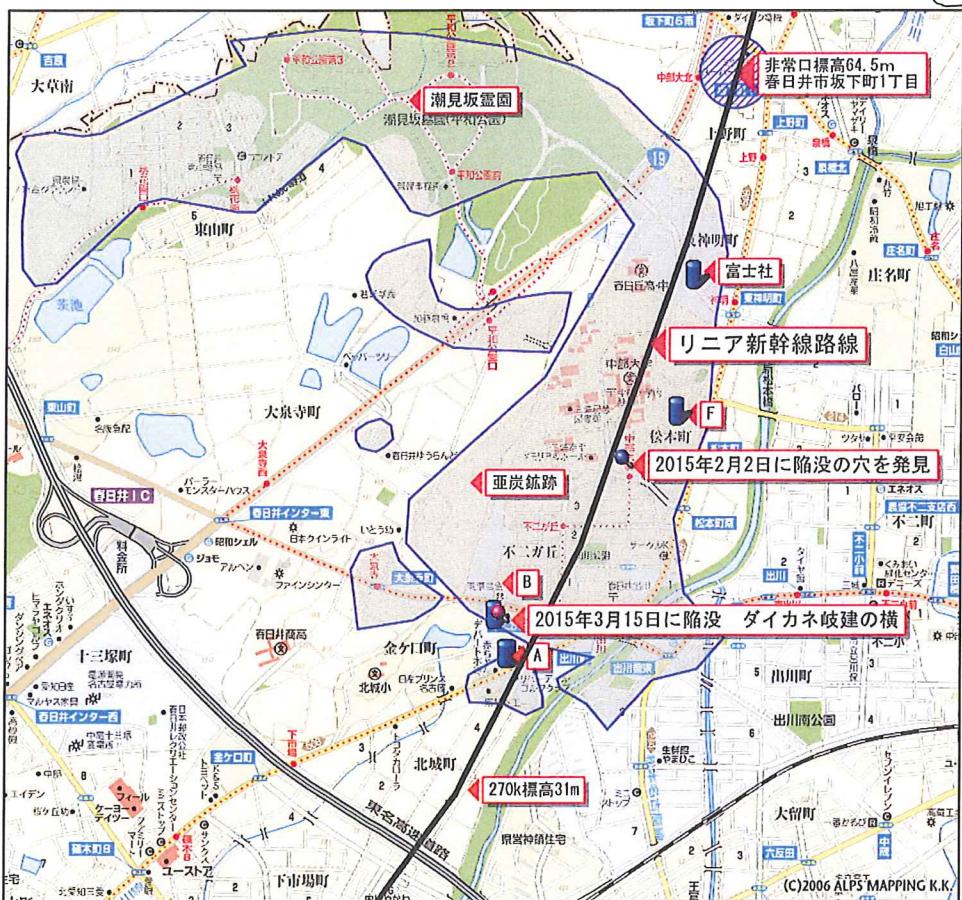
大深度地下使用に関わる補償について教えてください。

- 都市部の大深度地下区間については、いわゆる大深度地下使用法に基づき認可申請を行い、国土交通大臣からの認可を受けて事業を進めてまいります。
- 同法による大深度地下には、地表の権利が及ばないとされており、権利の設定及びそれに係る補償は行いません。
- ただし、既存の深井戸など、直接支障がある場合等は補償の対象となりますので、今後行う調査にご協力をお願いします。

③

大深度地下区間では、家屋調査は行わないのですか。

- 大深度地下区間は、強固な支持地盤より更に10m以上深い場所を、密閉式工法であるシールド工法で施工するため、地盤沈下は発生しないと考えています。従って、地上部の家屋調査は必要ないと考えています。
- なお、地表面の状況については、変位がないことを確認しながら工事を進めてまいります。



亜炭鉱の跡について 守山マイホームタウン HP から参照しました

守山マイホームタウン HP <http://www.geocities.jp/moriyamamyhometown/index.html>

亜炭層の地図の出典は、新修名古屋市史 第8巻 P 151 の地図より

伊藤健治氏調査による

A=(堅)昭和 5 年に芝鉱業が県知事に採掘を申請。「設計書」に地下「16 間～30 間(約 29～54m)に、厚さ 6 尺(1.8m)の炭層があり、これを採掘する」とある。現在も水が噴き出している

B=(堅)当時ここから水をくみ上げていた

C=(堅)現在も地主が水を利用している。

D=(堅)内津川左岸にもいくつかあった

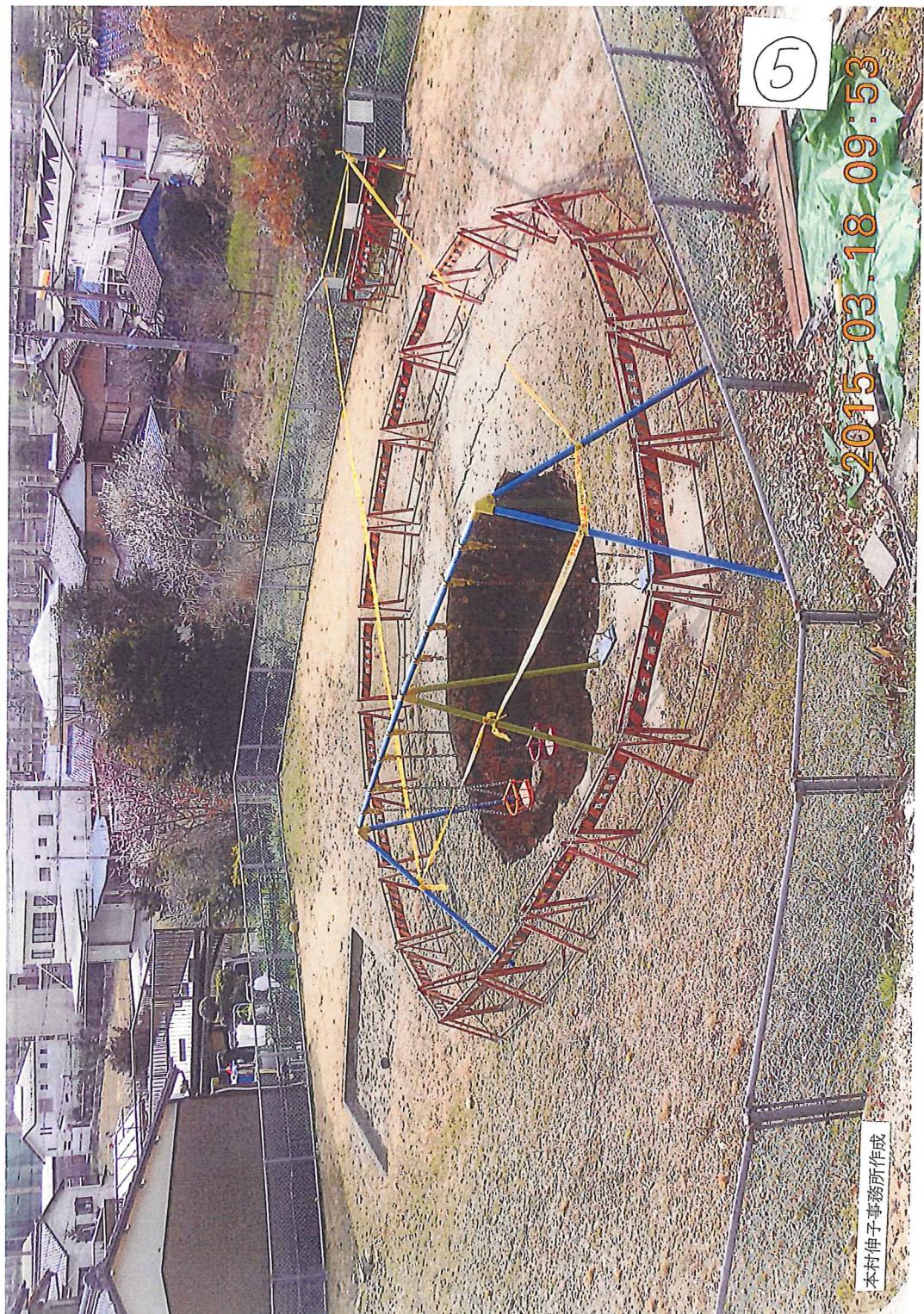
E=(堅)正松鉱

F=(斜)宮松鉱

G=(横)松本坑。お宮の西のもりに空気穴

H=(横)仲明坑。上の畑に空気穴

④



⑤

本線トンネル工事に伴う家屋調査について

本線トンネル工事はシールド工法を採用することから地上への影響は生じないと考えており、施工の際にも細心の注意をはらって進めて参ります。

しかし、万が一、建物や工作物に損害等が発生し、工事の施行に起因すると確認された場合には、当該損害等に対して補償をさせていただくため、工事実施前の建物等の状況を把握する調査を実施致します。

家屋調査の流れ

事前調査 (工事開始前)

- 工事開始前に柱の傾斜、基礎のひび割れ状況などをスケッチや写真及び調書で残します。

【事前調査での一般事項】

- 建物等の敷地内の位置関係
- 窓による間取り平面及び立面
- 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所

【事前調査での調査箇所】

- 基礎
- 柱
- 部(柱・敷居)
- 開口部(建具等)
- 床
- 天井
- 内壁
- 外壁
- 屋根
- 水回り(浴槽、台所、洗面所等)
- 外構(池、堀等の屋外工作物)

※但し、調査箇所は目視で確認できる範囲となります

工事

事後調査

- 建物等の損害等の発生の申出があった場合は事後調査を行います。

その場合には、工事完了後に事前調査で確認されていた損傷の状況及び新たに発生した損害の状況等の調査を行います。

補償

- 事前調査と事後調査の結果から、工事の施行に起因すると確認された場合には補償の対象となります。

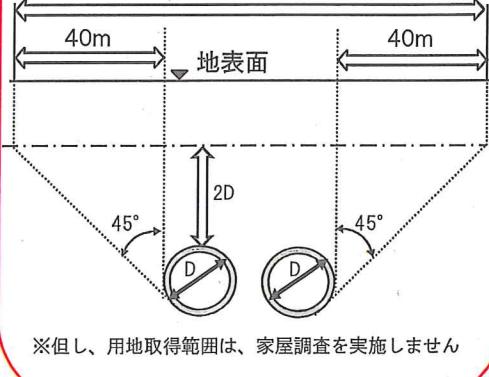
調査範囲

① トンネル基部付近から 45° で立ち上げ、天端からの離隔 $2D$ (トンネル外径の2倍) 以浅は直上に立ち上げた範囲

または

② トンネルから $40m$ の範囲
のうち、広い範囲を対象とします。

調査範囲



※但し、用地取得範囲は、家屋調査を実施しません

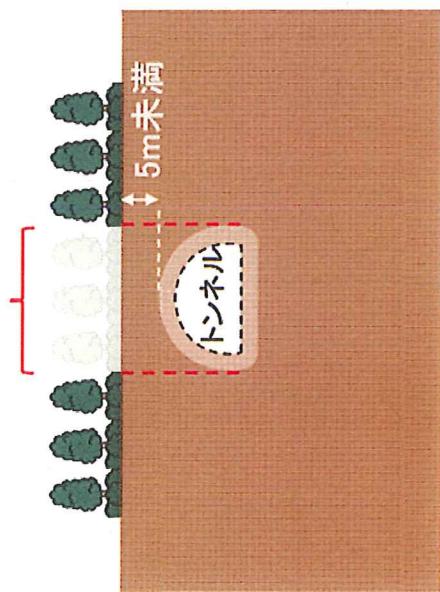
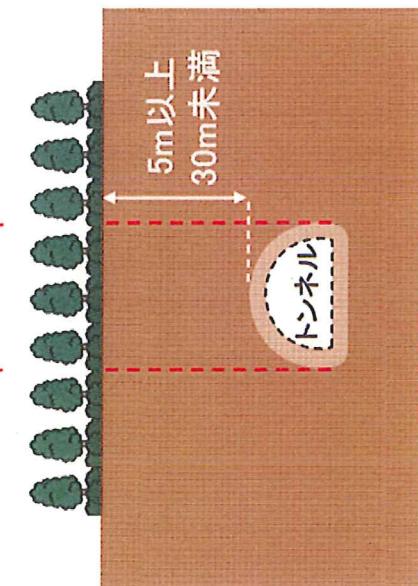
岐阜県内のトンネル区間ににおける用地取得

- ・ トンネルのロックボルトなど必要な幅を確保し、用地幅とします。

- ① トンネルの上部が、
5m未満の場合

区分地上権を設定

土地を取得



※区分地上権：工作物を所有するため、地下又は空間ににおいて土地を使用する権利

JR 東海ホームページより

＜家屋調査の問合せ先＞

NEXCO東日本 東京外環工事事務所：0120-861-305
NEXCO中日本 東京工事事務所 : 0120-016-285



⑧

平成 26 年 10 月 17 日
財務省関東財務局

川崎市麻生区片平外の国有財産の処理方針決定

～中央新幹線事業用地として活用～

財務省関東財務局は、神奈川県川崎市麻生区片平外に所在する国有財産（土地 44,160 m²、建物、工作物のうち持分 100 分の 35）について、処理方針を決定しましたのでお知らせします。

平成 26 年 9 月 29 日、「国有財産関東地方審議会（会長：利根忠博）」が関東財務局長の諮問を受けて開催され、本財産を東海旅客鉄道株式会社に対し中央新幹線事業用地として時価売払いすることについて、適当と認める答申がなされました。

本財産は、政策金融機関再編に伴い平成 20 年 10 月に承継した財産です。東海旅客鉄道株式会社は、国の持分と、共有持分の相手方である株式会社日本政策投資銀行の持分 100 分の 65 を合わせて取得し、中央新幹線の大深度地下トンネルおよび非常口等の鉄道施設について、今後整備を行っていく予定としています。

※ 本件については、中央新幹線に係る工事実施計画が 10 月 17 日付で国土交通大臣から認可されたことに伴い掲載するものです。

【本件に関するお問合せ先】

財務省関東財務局
管財第 1 部管財総括第 1 課 笠井
TEL 048-600-1168 (ダイヤルイン)

案内図



利用計画図（イメージ図）

